

会員支援事業一覧表

令和元年

区分	種別	事業主体	交付率	交付上限額	備考
1 土地改良事業計画支援	土地改良事業計画作成	会員	10分の5以内	100万円	要件：土連委託
2 換地事務支援	換地事務	会員	10分の5以内	100万円	要件：土連委託
	確定測量	会員	10分の5以内	100万円	要件：土連委託
3 調査・測量・設計支援	調査・測量・設計	会員	10分の5以内	100万円	要件：土連委託
4 システム化推進支援	「京都水土里情報」導入整備	会員	10分の5以内	—	要件：土連委託
	電子媒体保存	会員	10分の5以内	50万円	要件：土連委託
	土地改良区事務システム化	会員 (市町村除く)	10分の5以内	初回20万円 (2回目10万円)	
5 21世紀土地改良区創造運動支援	創造運動	会員 (市町村除く)	10分の5以内	50万円	
	土地改良施設表示	会員 (市町村除く)	10分の5以内	25万円	
6 土地改良施設支援	土地改良施設機能診断	会員	10分の5以内	50万円	要件：土連委託
	小規模土地改良施設整備	会員 (市町村除く)	10分の5以内 (市町村の補助を含めて)	75万円	
	ため池フォローアップ点検	会員	10分の3以内	—	要件：土連委託
7 農地有効利用支援	農地荒廃防止	会員	10a当たり 2万円又は 5万円 市町村1/2	50万円 (25万円)	
8 緊急支援	緊急整備	会員 (市町村除く)	10分の5以内 (市町村の補助を含めて)	75万円	
9 その他	特認	会員	10分の5以内		

会員支援事業の詳細については、皆さんが所属する連合会支部若しくは連合会までお問い合わせください。

京都府土地改良事業団体連合会

会員支援事業のあらまし



農業農村を取り巻く状況の変化に対応し、土地改良事業を一層推進するため、国・府の補助事業等を補完するとともに、会員の課題にきめ細かく支援するため、会員支援事業を実施しています。

会員の皆様には、会員支援事業の制度をご理解いただき、本事業を有効に活用いただきますようお願いいたします。

京都府土地改良事業団体連合会

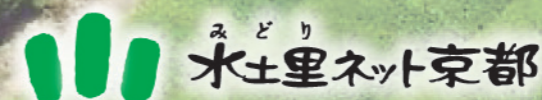


〒602-8054

京都市上京区出水通油小路東入丁子風呂町104番地の2 京都府庁西別館

連絡先：業務課 TEL (075) 441-7755、総務支援課 TEL (075) 451-4137

FAX番号 (075) 414-2777



京都府土地改良事業団体連合会

◆ 会員支援事業の概要

1 土地改良事業計画支援

【土地改良事業計画作成】《支援対象：会員》

土地改良事業施行認可等事務書類の作成に対し支援します。
《例えば》土地改良事業計画作成、費用対効果算定

2 換地事務支援

【換地事務】《支援対象：会員》

ほ場整備を実施し、換地事務が著しく遅延している地区の換地業務に対し支援します。
《例えば》換地計画作成

【確定測量】《支援対象：会員》

ほ場整備を実施し、換地事務が著しく遅延している地区等の確定測量業務に対し支援します。

3 調査・測量・設計支援

【調査・測量・設計】《支援対象：会員》

新規採択にむけて調査設計の実施を予定する地区について、その前段として行う事前調査に対し支援します。



(現地での測量)

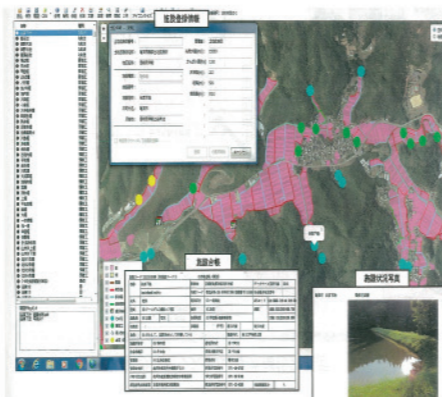
4 システム化推進支援

【京都水土里情報導入整備】《支援対象：会員》

京都水土里情報※の導入整備、登録に必要な図面、台帳等の基礎資料の作成に対し支援します。

《例えば》京都水土里情報への土地改良施設の登録、土地改良施設の現地調査

※農地や施設の情報をパソコンの電子地図上に表示させ、目的に応じた検索機能を持たせ、管理事務の合理化を図る水土里ネット京都が独自に開発したシステム



(京都水土里情報画面)

【電子媒体保存】《支援対象：会員》

設計図書、文書、農道台帳等の電子媒体による保存に対し支援します。
《例えば》文書や図面を電子データ化

【土地改良区事務システム化】《支援対象：会員(市町村を除く)》

事務の効率化のために行う、パソコン導入及びシステムソフト導入に対し支援します。
《例えば》複式簿記、賦課金、図化システムソフト

5 21世紀土地改良区創造運動支援

【創造運動】《支援対象：会員(市町村除く)》

21世紀土地改良区創造運動への取組みに対し支援します。
《例えば》小学生参加の生き物調査、住民参加の水路清掃活動

【土地改良施設表示】《支援対象：会員(市町村除く)》

土地改良施設等の歴史や役割などを広く伝える表示看板等の設置に対し支援します。
《例えば》事業竣工記念碑、ため池の安全管理のための啓発看板



(生き物調査)



(事業竣工記念石碑)

6 土地改良施設支援

【土地改良施設機能診断】《支援対象：会員》

土地改良施設診断事業を実施した施設について、より高度で詳細な診断を行うものに対し支援します。

【小規模土地改良施設整備】《支援対象：会員(市町村除く)》 (用水路の蓋掛け)

小規模な土地改良施設の整備・補修に対し支援します。
《例えば》水路整備、農道整備、ポンプ整備、ゲート整備



整備前

整備後

【ため池フォローアップ点検】《支援対象：会員》

ため池点検に対し支援します。



(ため池点検)

7 農地有効利用支援

【農地荒廃防止】《支援対象：会員》

一時的に耕作放棄された農地の保全に対し支援します。

8 緊急支援

【緊急整備】《支援対象：会員(市町村除く)》

事故等不測の事態に対し、営農上、又は防災上必要な、緊急に行う土地改良施設等の整備に対し支援します。



(耕起作業)

9 その他

【特認】《支援対象：会員》

連合会の会長が特に適当と認めるものに対し支援します。



(パイプラインの漏水)

会員支援事業の手続きの流れ

